

# 第四回定例会常任委員会の審査報告

## 議員定数条例など可決

### 幼稚園保育料、ゴミ処理

### 手数料条例継続審査

平成十八年第四回土岐市議会定例会が、八月三十日から九月二十五日までの二十七日間の会期で開かれました。

今定例会では、補正予算関

係三件、土岐市税条例の一部を改正する条例など条例関係九件、その他の案件八件の議案について慎重な審議の結果、幼稚園条例の一部改正及び廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の二件については継続審査、その他の議案は原案のとおり可決しました。

また、議員提出の議員定数条例を賛成



家庭ゴミ集積場

## 文教厚生常任委員会

### 幼稚園条例の一部改正

### など審査

文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十八年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中、歳出の部所管部分については、総額一億七千七百四十六万九千円の追加補正をするもので、執行部の説明のあと、織部の里公園の用地取得について、質疑があり、今年から三年間で約一ヘクタールを取得する予定である旨の答弁がありました。

「平成十八年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）については、保険財政共同安定化事業などの実施に伴い、一億五千八万七千円の追加補正をするもので、執行部から説明がありました。

「平成十八年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第一号）については、国庫支出金等の超過交付に伴い、四千二百四十五万七千円の追加補正をするもので、執行部から説明がありました。

「土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、保険給付の一部負担金を国民健康保険法準拠等とするもので、執行部の説明のあと、七十歳以上の高齢者で、一定以上の所得がある方の人数及び入院時生活療養費について、質疑があり、本年八月一日現在で百三十三人、経過措置の方が七十三人である。また、十月一日から七十歳以上の方の入院時食費療養費標準額は、一食当たり二百六十円から四百六十円に、居住費として一日三百二十円となる旨の答弁がありました。

「土岐市福祉医療費助成に



織部の里公園整備予定地

に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」は、健康保険法等の一部改正に伴うもので、執行部から説明がありました。

「土岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例について」は、全会一致で継続審査となりましたが審査内容については、別掲しました。

「土岐市図書館設置条例の一部を改正する条例について」は、移動図書館を廃止するもので、執行部の説明のあ



廃止される移動図書館

と、予約配本サービスは市内何箇所で行うのかとの質疑があり、各町公民館を含め全十三箇所において実施したい旨の答弁がありました。

「審査結果」 平成十八年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳出の部所管部分〈全会一致・原案可決〉  
平成十八年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）〈全会一致・原案可決〉  
土岐市介護保険特別会計補

正予算（第二号）

〈全会一致・原案可決〉 土岐市国民健康保険条例の一部改正〈全会一致・原案可決〉

土岐市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正〈全会一致・原案可決〉

土岐市立幼稚園条例の一部改正〈全会一致・継続審査〉

土岐市図書館設置条例の一部改正〈全会一致・原案可決〉

土岐市立幼稚園条例の一部改正〈全会一致・継続審査〉

土岐市図書館設置条例の一部改正〈全会一致・原案可決〉

土岐市立幼稚園条例の一部改正〈全会一致・継続審査〉

建設経済常任委員会

廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正など審査

建設経済常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十八年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中、歳出の部所管部分について」は、とき陶生苑建設予定地進

入路新設改良工事に三千万円を追加補正するもので、執行部の説明のあと、地元説明会への参加状況、地元意見を尊重すべきとの質疑があり、説明会二日間で対象世帯約六百のうち五十七人の参加があり、また、地元の意見を尊重する中で調整し、工事を行う旨の答弁があり、続いて、幼稚園方面からの進入はできなかったのかとの質疑があり、距離的に短く縦断的勾配に無理がある旨の答弁がありました。

「土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」は、全会一致で継続審査となりましたが、審査内容につきましては別掲しました。

「土岐市小口融資条例の一部を改正する条例について」は、小口融資の資格要件を見直すもので、執行部の説明のあと、小口融資制度が悪くなる方向としてとらえるかどうかとの質疑があり、今回の改正により保証人がいなくなり、市民税が完納していれば

貸付ができることで窓口が広くなったと考えている旨の答弁があり、質疑終了後、反対討論がありました。

「土岐市下水道条例の一部を改正する条例について」は、法改正に伴うもので、執行部から説明がありました。

「市道路線の認定について」は、執行部から説明がありました。

「審査結果」 平成十八年度土岐市一般会計補正予算（第二号）中歳出の部所管部分〈全会一致・原案可決〉

土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正〈全会一致・継続審査〉

土岐市小口融資条例の一部改正〈賛成多数・原案可決〉

土岐市下水道条例の一部改正〈全会一致・原案可決〉

市道路線の認定〈全会一致・原案可決〉

企画総務常任委員会

とき陶生苑建設用地の無償貸付など審査

企画総務常任委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

「平成十八年度土岐市一般会計補正予算」のうち、歳入の部で、「県営ため池整備事業の工事業年度及び全体の事業費はいくらになるのか」との質疑があり、「平成二十年度までの事業を一年前倒して平成十九年度完成とし、全体事業費は当初の七千三百五十万円から七千八百七十五万円に変更する」旨の答弁があり、続いて、「民生費負担金の障害者相談支援事業負担金の県負担金はあるのか」との質疑があり、「これは市の事業で県の負担金はない。東濃四市の負担金を予算計上したものである」旨の答弁がありました。続いて、「織部の里公園整備事業補助金の内訳について」質疑があり、「四千五百万円の三分の一、一千五百万円である」

旨の答弁があり、質疑終了後、歳入の不足分を前年度繰越金で充当し、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会負担金などを一般財源で予算計上することに反対との討論がありました。

「土岐市税条例の一部改正について」は、執行部から市民税及び固定資産税の納期前納付に係る報奨金の交付を廃止する説明があり、「全納報奨金の対象件数及び金額はどれくらいか」との質疑があり、「平成十七年度において件数一万五千八百三十四件、金額は一千三百五十万九千七百四十円である」旨の答弁がありました。

「土岐市消防本部及び消防署設置条例等の一部改正について」は、「今回の消防組織法の改正内容について」質疑があり、「今回の改正は、市町村の消防広域化が規定され、消防力の強化による住民サービスの向上、消防行政運営の効率化及び基盤の強化を目指すものである」旨の答弁があり、続いて「広域化によ

る目標人口は」との質疑があり、「おおむね三十万人以上の規模を目標にしている」旨の答弁、続いて「今後の予定は」との質疑があり「県が各自治体の意見を聞きながら推進計画を策定する予定である」旨の答弁がありました。

「東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び東濃西部広域行政処理組合規約の変更について」は、執行部から歴史民俗資料館及び潮見公園の管理事務の廃止をする旨の説明があつて、「広域行政事務組合のあり方及びそれぞれの市が管理運営することについて」質疑があり、

「三市で行った方がよいものは三市で協議して広域行政を進めていく。今回の件は三市が廃止に合意している。運営費の八十五％は所在市が負担している」旨の答弁がありました。

「東濃西部広域行

政事務組合の財産処分について」は、「歴史民俗資料館には、土岐市から寄附されたものはないのか」との質疑があり、「陶磁資料は四千六百九点あつたが寄附の状況は把握していない」旨の答弁があり、続いて、寄附状況を点検するよう要望が出されました。

「土地の無償貸付について」は、特別養護老人ホームとき陶生苑の建設用地として使用させるため、議会の議決を求めるものである旨、執行部の



とき陶生苑建設用地

説明があり「貸付契約は登記上の手続きをしてから行うのか」との質疑があり、「登記は行わない予定である」旨の答弁、続いて「長期貸付になるので陶生苑の管理部分と市の管理部分を明確にしておく必要がある」旨の質疑があり、「その旨を契約書に記載したいと考えているが、市道部分を分筆するので、貸付地の分筆・合筆は協議をしたい」旨の答弁、「貸付地以外の土地利用の予定は」との質疑があり、「現在は予定がない」旨の答弁がありました。

「審査結果」平成十八年度土岐市一般会計補正予算(第二号)中歳入の部全部・その他所管部分へ賛成多数・原案可決 土岐市税条例の一部改正(全会一致・原案可決) 土岐市消防本部及び消防署設置条例等の一部改正(全会一致・原案可決) 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更(全会一致・原案可決) 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事

務の変更及び東濃西部広域行政事務組合規約の変更(全会一致・原案可決) 東濃西部広域行政事務組合の財産処分(全会一致・原案可決) 土地の無償貸付(全会一致・原案可決)

## 市議会の会議録が検索できます。

(本会議中は、会議の生中継がご覧いただけます。)



ホームページアドレス / <http://gkanri.city.toki.lg.jp/discuss/>

## 幼稚園保育料の

### 改定について

今定例会に提案された土岐市立幼稚園条例の一部を改正する条例については、月額五千円の保育料を六千五百円に改定しようとするもので、審査を付託されました文教厚生常任委員会での主な審査内容は次のとおりです。

条例改正案の説明のあと、値上げの根拠について、質疑があり、平成八年に四千四百円から五千円にして以来、十年値上げをしていない。また、地方交付税による算定基準よりも低く、近隣市の保育料を



市立幼稚園

上回らない金額とした旨の答弁がありました。次に、市民所得が低いから保育料を抑えてきたのではないかと、歳出の削減を見た上でも良いのではないかと質疑があり、検討はしたが、他市との開きも大きいことから六千五百円とした旨の答弁があり、続いて、一度に三十パーセントの値上げではなく、段階的にできないのかとの質疑があり、調査研究をした上で、最終的にこのような判断をした旨の答弁がありました。質疑終了後、六千五百円の根拠がよくわからない。また、段階的な方法についても明確な答弁もな

く、現状では、市民の皆さんに理解を得られる状況ではないことから全会一致で継続審査となりました。

### ごみ処理手数料等の見直しについて

平成十八年九月議会において、土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正が提案されました。



指定ゴミ袋

この改正案によれば、し尿処理手数料の現行百七十円が二百円に、事業系のごみが一単位当たり二百円の値上げとなり、何より大きな改正は、生活系のごみ処理手数料が新たに設けられることであります。それぞれ一枚当たり、ごみ袋大で三十円、中で二十五円、小で十七円五十銭、粗大ごみ一シール二百円となっております。

参考までに東濃各市の状況を見ますと、ごみ袋大で、多治見市五十円、瑞浪市十七円（平成十九年から三十七円）、旧恵那市三十二円、旧恵南地区六十円、中津川市十八円となっております。この条例改正案の審査を付

託されました建設経済常任委員会での主な審査内容は次のとおりです。

執行部から説明のあと、値上げの根拠、どのくらいの歳入増になるのかとの質疑があり、国からの交付税の削減など逼迫する財政状況の中、財源の確保をしたい。また、歳入増は年間一億円程度との答弁があり、続いて、ごみ袋の新旧の交換はどうなるのかとの質疑があり、市民分は新旧を換算して交換、卸売店等は買い取りを含め検討したい旨の答弁があり、続いて、なぜ今の時期に値上げをしなければならぬのかとの質疑があり、平成七年度からの行財政改革の中で、経常経費の削減に努めるとともに、各種手数料の見直しを進め、ごみ処理手数料についても平成十九年度から実施するよう進めてきた旨の答弁がありました。

次に、土岐市はごみ先進地として自慢できるごみ行政を積み重ねてきたが、その理念を崩してしまうのか、市民に十分説明されていないのでは

ないか、また財源確保は最終手段であり、歳出削減、歳入増にどれだけ努力したかを市民に説明する必要があるのではないかなどの質疑があり、廃棄物減量化等推進審議会、行財政改革懇談会では理解を得られているが、可決されれば速やかにお知らせし、地域からの要望、状況により説明に向くこと、市民の皆さんの理解を得る努力をしていかなければならないと考えているなどの答弁がありました。

土岐市議会では、この条例改正案を今議会で可決するには、市民に対し、理解を求める姿勢に疑問があること、料金改定の根拠が明確でないことなどの理由により、全会一致で継続審査とすることに決しました。

市議会では、今回の「幼稚園保育料の改定」と「ごみ処理手数料等の見直し」については、前述のとおり継続審査といたしました。

今後とも「市民の皆さんの声をお聞かせいただきなが

ら、保育・ごみ行政のあるべき姿を検討してまいりたいと存じます。どうか市民の皆さんのご理解をいただきますようお願い申し上げます。

## 議員定数 ”十八人に”！

市議会においては、平成十六年九月、行政改革特別委員会を設置し、議会の改革を種々実施してきました。

今定例会最終日に議員提出された土岐市議会議員定数条例の一部を改正する条例については、特別委員会におきまして審議を重ねる中、土岐市連合自治会から四人削減の要望書が提出されました。この要望も踏まえて、慎重に審議を行い、厳しい財政状況の中、議会自らが範を示し、行財政改革を進めるため、現在、条例で定められている定数（二十二一人）を四人削減し、十八人に改正しようとするもので、議会運営委員会に審査を付託されました案件の主な審査内容は次のとおりです。

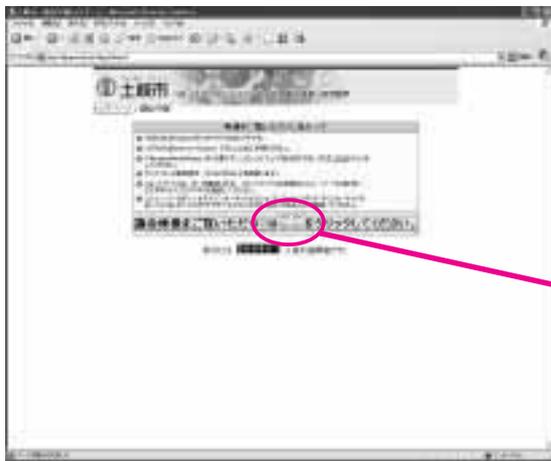
各委員から意見を聞く中で、定数削減により、有権者の少ない地域から選出できなくなるのではないかと、また市民の声が届かなくなるのではないかと、の意見や、議会の議員の責任が問われているとの意見や土岐市連合自治会からの要望を重きに置くべきであるとの様々な意見がありました。以上意見終了後、市民の声が十分反映される定数として、十八人は考えられないとの反対討論があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと賛成多数で決めました。

「審査結果」 土岐市議会議員定数条例の一部改正へ賛成多数・原案可決

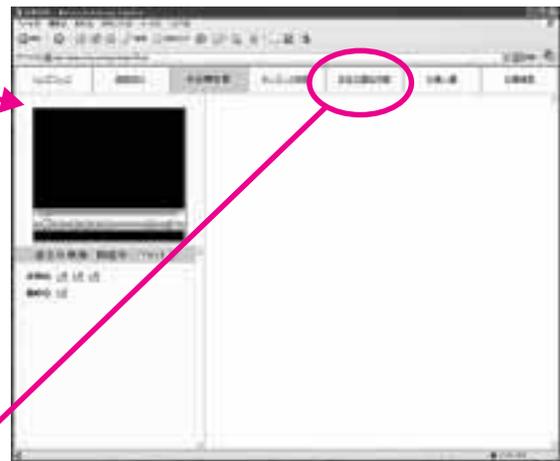


議場

## 議会中継システムの閲覧方法



土岐市議会中継は、“土岐市役所ホームページ”から議会中継をクリックしてご覧ください。



会期中はライブ中継を見ることができます。「本日の会議」をクリックし、“Live”というボタンを押してください。



会期外はオンデマンドで映像を見ることができます。議事日程から“VOD”ボタンを押してください。